～警察署からのお知らせ

行方不明者をさがす相談所の開設

県警では、年間を通じて「行方不明」の方や「無縁仏」になられた方々の身元の確認作業を実施しておりますが、8月中を「行方不明」の方や「無縁仏」になられた方々の身元を探す月間として、警察本部や県下各警察署に相談所を設けます。

長い間、音信が無く連絡がとれない、家出して行方がわからない等お困りの方はどうぞお気軽に相談してください。

なお相談においでの際は行方不明者の写真、当時の服装等の資料があれば準備してください。

相談は無料で、個人の秘密は固く守ります。

問合せ
警察本部鑑識課
TEL 099-206-0110
（内線4626）
枕崎警察署
TEL 72-0110
または最寄の交番、駐在所へどうぞ。

健康カレンダー　8月10日～9月9日

日	曜	行事	時間	会場
8月				
9(火)~12(金)		複合健診	受付7:30～8:00	サンフレッシュ枕崎
15	月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
17	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
18	木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
22	月	初妊婦講座・母子健康手帳交付(第1子)	受付9:20～11:10頃終了	〃
24	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
25	木	2才児歯科健診	受付13:05～13:30	〃
26	金	健康クッキング教室	9:30～13:30	〃
30	火	1才6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃
31	水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
9月				
1	木	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	健康センター
5(月)~7(水)		複合健診	受付7:30～8:00	妙見センター
8(木)~9(金)		複合健診	受付7:30～8:00	総合体育館

問合せ　健康センター　TEL72-7176

【注意！】食中毒には十分注意しましょう

食中毒菌は、私たちの身の回りのあらゆるところに潜み、ちょっとした「不衛生」を狙って、感染のすきをうかがっています。

7月から9月にかけては、年間で最も食中毒の発生しやすい時期で、ときには、命にかかわることもあります。

毎日の食卓の衛生管理について、今一度考え、次のことに気をつけて食中毒を予防しましょう。

【食中毒予防の3原則】

①調理前によく手洗いをし、肉や魚・卵を扱ったまな板、包丁等は十分に消毒しましょう。

②加熱調理の食品は、十分に火を通しましょう。

③出来上がった料理は、なるべく早めに食べるようにし、時間の経ち過ぎたものは口にしないようにしましょう。

人のうごき

平成17年7月1日現在

男性 11,924人 (-21)

女性 13,857人 (-13)

合計 25,781人 (-34)

世帯 11,254世帯 (-4)

（　）内は前月との比較

うぶごえ・おくやみ

うぶごえ　健やかな成長をお祈りいたします。

6月16日～7月15日届出分

氏名	保護者	住所
立石 藍々（らんらん）	友樹	桜山西町
中山 健瑠（けるる）	卓也	明和町
神山 一介（いすけ）	和仁	岩崎町
神園 翔（しょう）	智博	旭町
中原 駿介（しゅんすけ）	幸治	別府東町
茶園 亜実（あみ）	伸一	高見町
木村 愛結（あゆ）	大祐	住吉町
中村 日南（みなみ）	公治	中町
森 己粋（こいき）	剛	大塚北町
畑野 輝（ひかる）	敏宏	寿町
常森 康仁（やすと）	将史	塩屋北町
中園 真大（まひろ）	雄太	山手町

おくやみ　ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
立石 静江	73	新町
揚野 ナミ	88	新町
神園 スミエ	83	栄本町
吉田 信子	68	塩屋南町
森 アチエ	97	旭町
高山 榮二	92	高見町
新屋敷 テミ	84	汐見町
木場 誠次	94	明和町
中尾 實	62	大塚中町
眞茅 勘之丞	90	真茅
森 信幸	84	中町
宮路 エミ子	55	塩屋南町
大人 りるも	1	桜木町
加藤 政雄	95	桜木町
田中 イ子	93	立神本町
松野下 常守	86	山手町
野田 武	62	立神北町
酒匂 毅嗣	62	栄本町
山崎 サカヱ	86	汐見町
生駒 昌夫	86	岩崎町
豊留 満夫	80	豊留町
有園 政利	68	田布川町
城森 末也	68	妙見町

（5月18日届出）

国民年金のお知らせ

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

お急ぎください！「特別障害給付金」請求

「特別障害給付金制度」とは、国民年金が任意加入であった期間に未加入だったため障害基礎年金を受けられない方が給付金を受けられる制度で、平成17年4月1日から施行されました。

今年の4月から「特別障害給付金制度」が施行されましたが、これまでに請求された方の数は、対象者数見込みよりも大幅に少ない状況です。

この制度は、認定されると、申請した翌月の分から給付金を受け取ることができるというものですから、**申請が遅れた月分だけ受け取れる給付金が少なくなります。**申請する方はお急ぎください。

【対象者】

国民年金の任意加入対象とされていた方で、

①平成3年3月以前の期間で任意加入対象の学生であった方。

または、

②昭和61年3月以前の任意加入対象となっていた厚生年金保険、共済組合等の加入者の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

【支給額】　平成17年度

・障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円（2級の1．25倍）

・障害基礎年金2級相当に該当する方：月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

また、所得額、老齢年金等の受給によって支給制限があります。

【申請・問合せ】

市民健康課国民年金係
TEL72-11111内線145

保険料が納められないときは保険料免除の手続きを

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者や学生）は、ご自分で国民年金保険料を納めますが、もしも保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除となる制度があります。

免除制度には全額免除と半額免除があります。半額免除の場合は残り半額の保険料を納めないと、免除期間とされず未納期間となりますので、ご注意ください。保険料免除の目安となる所得基準は、単身者の場合、全額免除で57万円、半額免除で141万円となります。（この金額は目安です。家族構成等で違いがありますのでご注意ください）

また、納付困難な学生や30歳未満の方については、保険料の納付が猶予される制度として、学生納付特例制度・若年者納付猶予制度があります。保険料免除や猶予は、未納とはまったく違います。未納のままにせず、保険料免除・猶予の申請をしましょう。（申請すれば必ず承認されるわけではありませんのでご注意ください）

なお、免除の申請は毎年必要です。周期が7月から翌年6月までとなっていますので、16年7月から17年6月に免除承認された方で今年も免除を希望される方は、再度申請をお願いします。

ゆとりができたら追納しましょう

全額免除・半額免除・若年者納付特例・学生納付特例として承認された期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めること（追納といいます）ができます。年金額を満額に近づけるために、ゆとりができたら追納しましょう。

なお、免除や学生納付特例期間の承認を受けた当時から2年を過ぎて納める場合は経過期間に応じた金額が加算されます。

年金制度改正のポイント！

遺族厚生年金の見直し

●妻が老齢厚生年金を受けられる場合、自分の老齢厚生年金を全額支給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する方法に見直されます。（平成19年4月から）

●子のいない30歳未満の妻の遺族厚生年金の支給期間が、5年間の有期給付となります。（平成19年4月から）

●中高齢寡婦加算の支給年齢要件が、夫死亡時35歳以上から40歳以上へ引上げられます。（平成19年4月から）